

平成21年11月16日

写

志木市長 長沼 明 様

志木市特別職報酬等審議会
会 長 清 水 良 介

志木市議会議員及び特別職員の報酬等について（答申）

本審議会は、平成21年11月6日付け志人第78号により、市長から諮問を受けた「志木市議会議員の報酬等及び市長、副市長の給料等の額」について、課せられた重責を踏まえ慎重に審議した。

審議にあたっては、県内各市の状況や近隣市の改定動向等の資料に基づき、公平中立な立場を堅持のうえ、率直な意見交換を行った。

その結果、以下の結論に至ったことを答申する。

市長、副市長の月額給料及び志木市議会議員の月額報酬については、適当であると判断する。

ただし、市長、副市長の期末手当の支給割合については、昨今の社会経済情勢を鑑み、所要の措置を講ずる必要がある。

また、市議会議員の期末手当については、他市の状況を勘案して必要な措置を講ずることとし、その実施時期については、慎重に検討すべきである。

なお、各委員からの意見は以下のとおりであった。

1 市長、副市長の給料等について

- (1) 人口規模が同程度の市の中での水準は、おおむね中位であり現在の給料は適当である。また、近隣市との比較でも、人口規模などを考慮するとおおむね適当である。

(2) 期末手当については、県内他市等の状況を踏まえ、すでに6月期にマイナス0.2月分を凍結しているとのことであり、年間の給与総額については、県内各市との均衡を図る観点から、引き続き動向に注視し、適正な措置を講じるべきである。

(3) 市内の民間企業との比較ができる資料が無く、県内他市の状況との比較だけでは審議がしづらい。

2 市議会議員の報酬等について

(1) 県内他市との比較や人口規模が同程度の市の中では、月額及び年額報酬ともに平均を下回っているが、議員定数を大幅に減員しての議会運営は評価できる。

(2) 報酬額は、近隣市との比較では、人口規模などを考慮するとおおむね適当である。

(3) 期末手当の年間支給割合について、県内の他市と比較すると朝霞地区4市は、共通して低位の水準であり、また、議員と特別職の期末手当の支給割合の比較では、県内の他市は同程度であるのに対して差異がある。

このような議員と特別職を同様に審議する場合は、同程度の水準のほうが、より効率的に審議できるものと考えらる。

その他、参考意見として、教育長及び病院事業管理者の給料等については、市長及び副市長に準じて、適正な措置を講じるべきである。